

第 27 回岡山行政法実務研究会のご案内

岡山行政法実務研究会幹事
岡山大学副学長・弁護士 吉野夏己
岡山大学法務研究科教授 南川和宣

岡山行政法実務研究会は、自治体職員、法曹（弁護士）、行政法研究者（大学教員）の三者等を構成メンバーに、中四国地域の自治体における喫緊の法的課題にかかる問題を多角的に検討するために設立された研究会です。この度、第 27 回岡山行政法実務研究会を下記の要領で開催しますのでお知らせします。

今回は「空家除却の代執行と残存物件への対応」をテーマとさせていただきました。当日は、行政代執行も専門に研究されており、自治実務セミナーや自治体法務研究誌での連載でおなじみの宇那木正寛鹿児島大学教授から、空家除却の代執行に伴い実務上問題となる残存物件への対応について、報告していただく予定です。そして、東京都板橋区都市整備部建築指導課の田島健課長にもお越しいただき、板橋区が平成 28 年に実際に行った、残存物件への対応を主な目的として相続財産管理制度を活用した空家（ごみ屋敷）除却の行政代執行の例をご紹介していただくことも予定しております。

岡山行政法実務研究会が空家問題を取り上げるのは、第 2 回、第 17 回および第 18 回に続き、今回で 4 回目となります。そして、とりわけ第 2 回の坂本純平報告「空き家対策条例に基づく執行手段—所有者不明の場合を中心に—」では、相続財産管理人選任の申立を行う際の問題点などを議論したところであります（以上につき、臨床法務研究第 13 号 ([olr_013_071_078.pdf](#) 参照))。しかしながら、実際に代執行の実施に際して発生する残置動産の取り扱いなど、様々な実務上の問題については十分には検討することができませんでした。板橋区の実例は、今後、残存物件への対応が必要となる代執行を行う県内各自治体にとっても、大変参考になるのではないかと思います。

本研究会は自治体法務に興味のある多くの自治体職員の皆様の参加・登録も受け付けておりますので本研究会への参加の呼びかけもお願いいたします。なお、登録していただいた方には、次回以降のご案内をメールにて送付させていただきます。

1 日 時 平成 31 年 1 月 26 日（土） 午後 2 時から 5 時

2 場 所 岡山大学津島キャンパス 文法経 2 号館 2 階 法学部会議室

※ 車で来場する場合は、駐車料金が 1000 円程度かかります。

3 研究会テーマ 「空家除却の代執行と残存物件への対応」

第1報告 「空家除却の代執行と残存物件への対応」

報告者 宇那木正寛氏（鹿児島大学教授）

参考文献

宇那木正寛「行政代執行法における課題－執行対象外動産の管理を中心に」

行政法研究第11号（2015）71-102頁

第2報告 「相続財産管理人制度を活用した空家（ごみ屋敷）に対する行政代執行について」

報告者 田島健氏（東京都板橋区都市整備部建築指導課長）

4 出席および会員登録の連絡先

参加希望の方または会員登録ご希望の方は、Eメール (otc-office@law.okayama-u.ac.jp)
にて事務局（岡山大学法科大学院弁護士研修センター（TEL&Fax086-251-8412内））まで
ご連絡ください。

なお、本研究会は、自治体職員、研究者および弁護士等の自治体法務関係者の研鑽を目的
とした緩やかな勉強会であり、会員の皆様に出席、研究報告、費用の負担などの義務を課す
ことはございません。ご関心のあるテーマにつき、お気軽にご出席ください。また、研究会
で取り上げたいテーマがございましたら、事務局までご連絡ください。